



# 通信

2018. 3. 29. Vol. 96

公益社団法人 福島原発行動隊

東京都千代田区神田淡路町1-21-7

静和ビル 1階A室 〒101-0063

Tel: 03-3255-5910 Fax: 03-3525-4811

Mail: svcf-admin@svcf.jp Web: <http://svcf.jp>

## — 福島復興支援事業を本格的に—

理事長 安藤博

3月9日、2017年度第5回理事会が開かれ、理事長から2018年度事業計画(案)及び予算(案)が発議され、審議の結果、下記の2018年度事業計画、及び3ページに示した予算が決定しました。さらに、この計画及び予算は、3月23日に開かれた社員総会に報告され承認されています。

「計画」は、団体発足の原点「事故収束に身を挺して当たる」に立脚してこれまでの事業を継続していくことに加え、昨2017年度からの避難指示解除で今後帰還者が増えていくことを想定して、「福島復興に関わる新たな事業に取り組む」ことを謳っています。実際、これまでモニタリング活動等に関する協定(覚書)を交わしてきた檜葉町から、「避難指示解除を機に帰還する町民から線量測定への依頼があった際には、是非貴団体にご依頼をさせていただきたい」として、「住民の帰還に向けた支援活動に係る業務についての覚書の延長」の申し入れも頂いています。

復興支援の活動はこれまでも行ってきました。新年度にはこれを公益団体であるSVCFの「公益認定事業」に加え、基幹的事業として本格的に取りくんでいこうとしています。

「予算」は、この「新たな事業」を遂行していくことを重点に編成しています。則ち、支援活動に赴くための経費(「旅費宿泊費」、「燃料・動力費」等)を2017年度より約13%多く計上しています。

活動が思うように進められないための予算使い残しで生じている“遊休資産”を、監督官庁から過去二年にわたり指弾されてきました。このためにも、前記の復興支援事業を中心に各種の事業に積極的に取り組むこととしています。したがって支出予算総額は、2017年度より若干多くなっています。結果として、2018年度の繰り越し額は、2017年度と同等に収められています。

### 平成30(2018)年度 公益社団法人 福島原発行動隊事業計画

#### 【基本方針】

平成23(2011)年3月11日発災の東京電力福島第一原発事故収束のため計画的、継続的、総合的に事業を展開する。併せて、平成29(2017)年4月1日からの避難指示解除に対応して福島復興に関わる新たな事業に取り組む。

公益認定事業として「新たな事業」が加えられること等となっても、団体発足の原点、「事故収束に身を挺して当たる」に立脚し、収束行動に備える訓練や東京電力福島第一原子力発電所の現況(廃炉事業の進展)把握の活動(Watcher)を継続していく。

また、国会、内閣に対して、事故収束事業に高齢者を活用する体制の整備を本年度も継続して要請する。

## 【事業内容】

### 1. 福島第一原発構内および周辺環境放射線等モニタリング事業等

- 1) 放射性物質汚染対処特措法における除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内の被災自治体と協定を結び、これら区域内にある被災家屋内および家屋周りの線量測定を行う。平成 29(2017)年度の事業を継続して行う。
- 2) 学校・病院など公共施設の依頼を受け、その線量測定等および準備活動を行う。

### 2. 研修事業等

- 1) 放射線等基礎教育、放射線等測定技術研修  
福島県内及び全国主要都市で、講演会、集会などを開催する。各種団体からの講演依頼に応じて講師を派遣する。
- 2) 除染等技術研修  
被災地地元の教育機関と提携して事故収束作業を行っている現場で研修を行う。
- 3) 放射線事故対応作業チームの育成
- 4) 院内集会を通じた研修  
院内集会を一つのテーマで5回程度ずつ連続して行い、原発事故、事故収束事業等の知見を高める。
- 5) 東京電力福島第一原子力発電所の現況(廃炉事業の進展)把握(Watcher)に努める。

### 3. 避難指示解除を踏まえた福島復興等に関わる支援事業

人手不足に悩む山間僻地の農業、風評被害を避けるためのワイン製造等農産物加工の新規事業、帰還困難区域における住宅保全作業等に対する支援に力を入れる。

### 4. 公益認定事業外の事業

- 1) 福島第一原発事故収束作業応援事業
  - a 福島第一原子力発電所の事故収束作業のさまざまな場所で、高線量環境での作業を優先的に受け持つこととし、政府に対する受入要請活動を行う。
  - b 「原子力施設立地地域における緊急時対応支援システム」の構築を図る。  
これらの事業に即応し得るよう、「非常時招集訓練」を計画的に実施することとし、合わせてメンバー間の連絡網を常時整備して「行動」に向けての基礎固めをしておく。
- 2) 事故収束の為に高齢者を受け入れる体制の整備を、国、地方自治体等に対して継続的に働きかけ、その目的に適う事故収束事業体制の拡充を図るための立法活動を平成 29(2017)年度に継続して行う。
- 3) 広報宣伝並びにリクルート事業  
事故発災から 7 年目となるのを機に行動隊メンバーのリクルートに改めて力を入れることとし、被災地現地の実態に即して、宣伝用チラシ、パンフレット等各種の広報宣伝文書を更新する。

平成30(2018)年度収支予算書

2018年4月1日～2019年3月31日

(単位:円)

勘定科目	公益事業等会計				法人会計	合計
	公1 福島第一原発構内および 周辺の放射線モニタリング事業	公3 研修事業	共通	小計	小計	
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取会費	150,000	150,000	0	300,000	260,000	560,000
郵送料	0	0	0	0	55,000	55,000
受取寄附金	35,000	35,000	0	70,000	40,000	110,000
雑収益						
受取利息	0	0	0	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>185,000</b>	<b>185,000</b>	<b>0</b>	<b>370,000</b>	<b>355,000</b>	<b>725,000</b>
(2) 経常費用						
<b>事業費</b>	<b>885,000</b>	<b>390,000</b>	<b>0</b>	<b>1,275,000</b>		<b>1,275,000</b>
役員報酬	0	0	0	0		0
給与手当	10,000	10,000	0	20,000		20,000
臨時雇賃金	10,000	5,000	0	15,000		15,000
労災保険料	0	0	0	0		0
健康診断	10,000	5,000	0	15,000		15,000
放射線管理手帳	15,000	15,000	0	30,000		30,000
旅行保険	20,000	20,000	0	40,000		40,000
機材費	300,000	0	0	300,000		300,000
会場費	25,000	50,000	0	75,000		75,000
資料作成費	50,000	100,000	0	150,000		150,000
旅費・宿泊費	200,000	100,000	0	300,000		300,000
燃料・動力費用	65,000	35,000	0	100,000		100,000
校正費	105,000	0	0	105,000		105,000
通信運搬費	75,000	50,000	0	125,000		125,000
<b>管理費</b>					<b>1,000,000</b>	<b>1,000,000</b>
役員報酬					0	0
給与手当					0	0
会議費					80,000	80,000
旅費・交通費					300,000	300,000
通信費					125,000	125,000
印刷費					155,000	155,000
消耗・什器備品費					35,000	35,000
賃貸料					255,000	255,000
広告宣伝費					35,000	35,000
租税公課					0	0
雑費					15,000	15,000
<b>経常費用計</b>	<b>885,000</b>	<b>390,000</b>	<b>0</b>	<b>1,275,000</b>	<b>1,000,000</b>	<b>2,275,000</b>
当期経常増減	-700,000	-205,000	0	-905,000	-645,000	-1,550,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-700,000	-205,000	0	-905,000	-645,000	-1,550,000
一般正味財産期首残	750,000	750,000	0	1,500,000	1,000,000	2,500,000
<b>一般正味財産期末残</b>	<b>50,000</b>	<b>545,000</b>	<b>0</b>	<b>595,000</b>	<b>355,000</b>	<b>950,000</b>
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高						
正味財産期末残	50,000	545,000	0	595,000	355,000	950,000

## 第三回緊急招集訓練を行います

4月12日、行動隊の招集が必要となる非常時に備え、第三回緊急招集訓練を行います。詳細は後日事務局から連絡します。奮ってご参加ください。

## 福島第一原子力発電所に行ってきます

行動隊の原点である福島第一原子力発電所の現況と課題を確認し、今後の諸活動に備えるため、1月に引き続き、4月12日(木)、行動隊として福島第一原子力発電所見学会を実施します。今

回の参加者は18名です。

## 第71回院内集會を開催します

4月中に、「シリーズ福島県の低線量被ばく」—福島原発事故により原発周辺や放射能の拡散地域にどのような被ばく(今回は低線量被ばくに注目)が発生し、またその影響がどのように想定されるか—の第二弾として、福島県の農産物、魚介類の放射能の実態 その1「水・食品等の放射性物質検査」結果について福島県から報告を受けます。

現在、福島県と調整中であり、日時・講師・会場は未定ですが、確定次第別途お知らせします。

## 「第69回院内集會 伊方原発3号炉差し止め広島高裁決定を読み解く」報告

公益社団法人福島原発行動隊の第69回院内集會は、2018年3月1日、参議院議員会館102会議室に、第二次原爆症認定集団訴訟の弁護人を務められている中川重徳弁護士を講師に招き、標記のテーマで行われました。

行動隊からの参加者は9名とやや寂しい状態でしたが、中川氏による要を得た解説、途中での牧山ひろえ議員の挨拶、講演後の質疑もあり、充実した内容でした。



中川弁護士

### 【事件の概要】

2016年3月11日、広島市および松山市に居住する住民3人が、四国電力に対し伊方原発の安全性に欠けるところがあるとして伊方原発3号機の運転差し止めを命じる仮処分を、広島地裁に申し立てた。

2017年3月30日、広島地裁は、申し立てを却下し、4月13日、住民は広島高裁に即時抗告した。

2017年12月13日、広島高裁は地裁決定を変更し、四国電力に対し、2018年9月30日まで伊方原発3号機を運転してはならないという命令を下した。

### 【講演の概要】

講師の中川弁護士は、伊方原発3号炉差し止め広島高裁決定について、以下のように読み解かれました。

〈判断の枠組み〉

地裁の決定が、司法判断の枠組みとして、原子力規制委員会の「実用発電用原子炉に係る新規規制基準」は合理的であり、伊方原発3号機の再稼働が新規規制基準に適合しているという規制委員会の判断も合理的であるから、(「四国電力による」、3号機の再稼働が申立人に被害を及ぼさないという立証は必要なく)申立人の差し止め請求は認められないというものだったのに対し、高裁の決定は、申立人は、四国電力が運転する伊方原発が過酷事故を起こした場合、直接的かつ重大な被害の及ぶ蓋然性が想定できる地域に居住しているので、「四国電力が」、新規規制基準の内容の合理性と、伊

方原発が新規制基準に適合しているという原子力規制委員会の判断の合理性を立証することで、申立人らに具体的危険の存在しないことを立証しなければならない、という司法判断の枠組みを示した。

その上で、高裁は、火山事象の影響による危険性以外の争点では、地裁決定と同じように、新規制基準の内容、伊方原発が新規制基準に適合しているとした規制委員会の判断ともに合理的であるとされた。

〈規制委員会が定める「火山ガイド」〉

一方、火山事象については、規制委員会が定める「火山ガイド」に焦点が当てられた。

伊方原発から 130 km(「火山ガイド」では原発から 160 km 以内の活動の可能性がある火山について評価を求めている)に位置する阿蘇カルデラは、伊方原発が運用されている期間中(原則 40 年)に火山活動の可能性が「十分小さい」とは判断できず、その活動規模が推定できない場合の「火山ガイド」の定めにより、阿蘇カルデラ過去最大の噴火規模において火砕流が伊方原発に到達する可能性が「十分小さい」かどうかを評価しなければならないとした(「火山ガイド」は、火砕流が原子力発電所に達する可能性が「十分小さい」と評価できない場合はその場所に原子力発電所を立地してはならないと定めている)。

〈結論〉

その上で、高裁は、過去最大の「阿蘇4噴火」(火山爆発指数[VEI]7)について、四国電力は、火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が「十分小さい」と立証できず、ゆえに伊方原発敷地に原子力発電所を立地することは認められないとした。

〈地裁決定に対する批判〉

また、高裁は、地裁決定では、[VEI]7以上の噴火が運用期間中に発生するという可能性が相応の根拠を持って示されない限り社会通念上そのリスクは無視できるとしているが、規制委員会の「火山ガイド」は、原子炉規正法によって、規制委員会の科学的専門技術的知見による策定に委ねられた原子力発電所の安全審査の基準の一つであり、その「火山ガイド」の内容に司法が限定解釈を加えた

地裁決定は法的に間違っているという判断を示した。

【質疑】

この決定の司法的な位置付けについての質問に対し、中川弁護士は、この決定がそのまま司法の主流とはならないかもしれないが、他の再稼働差し止め訴訟・仮処分申し立てにおける高裁レベルでの判断にも、徐々に影響を与えるのではないかという見通しを述べられました。

また、申立人に重大な被害が及ぶ可能性があるから事業者側に反証責任があるという司法判断の枠組みの安定性についての質問に対しては、福島第一原子力発電所事故で原発の過酷事故での被害の大きさ・非人道性(救助に入れない)が明らかになったことを受けての判断であり、中川氏が弁護されている「第二次原爆症認定集団訴訟」での一連の勝訴率の高さから見ても、被害の大きさ・非人道性(救助に入れない)を重視した、申し立てられた側による立証責任を求める司法判断が、司法判断の枠組みの主流になりつつあるのではないかという見方を示されました。

【参加者の感想】

行動隊員 中島賢一郎

原発の過酷事故での被害の大きさ・非人道性(救助に入れない)が司法判断の枠組みを変えつつあるという話を聞き、先ごろ読んだ津田大介・小嶋裕一編「決定版 原発の教科書」新曜社の276 ページの「私(中島注:ドイツのメルケル首相)は“日本ほど技術水準が高い国も、原子力のリスクを安全に制御することはできない”ということを理解しました。(中略)原子力の残余のリスク(原著注:一定の被害想定に基づいて、様々な安全措置、防護措置を講じても、完全になくすことができないリスク)は、人間に推定できる限り絶対に起こらないと確信の持てる場合のみ、受け入れることができます。

しかし、その残余のリスクが実際に原子炉事故につながった場合、被害は空間的・時間的に甚大かつ広範囲に及び、他の全てのエネルギー源の

リスクを大幅に上回ります。私は福島第一原発事故の前には、原子力の残余のリスクを受け入れていました。高い安全水準を持ったハイテク国家では、残余のリスクが現実の事故につながることはないと確信していたからです。しかし、今やその事

故が現実になってしまいました」という記述が思い浮かび、福島第一原発事故の人的・社会的・経済的被害の過酷さを、改めてリアルに見つめ直さなければならないと思いました。

### 【連絡会議にご参加ください！】

SVCF 事務局では、毎週 1 回、事務運営やプロジェクト事業の進捗確認をするために、午前 10 時 30 分-正午に連絡会議を開催しています。この連絡会議は行動隊(賛助会員も含む)のメンバーなら、どなたでも参加できます。多くの皆様のご参加をお待ちしていますので、ご都合をおつけいただきご参加ください。

### 【4月の活動予定】

- 4月 6日(金) 10:30 連絡会議 事務所
- 4月 12日(木) 第三回緊急招集訓練
- 4月 12日(木) 東電福島第一原子力発電所見学会
- 4月 13日(金) 10:30 連絡会議 事務所
- 4月 20日(金) 10:30 連絡会議 事務所
- 4月 21日(土) 10:30 週末連絡会議 事務所
- 日時未定 第71回院内集会

福島県の農産物・魚介類の放射能の実態 その1「水・食品等の放射性物質検査」結果

- 4月 27日(金) 10:30 連絡会議 事務所

